証券コード6455
平成18年６月９日

株　主　各　位

大阪市生野区小路東五丁目５番20号
株式会社モリタ
代表取締役会長兼社長　新村鋭男

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。
　さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ折返しご送付くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1.日　時　平成１８年６月２９日(木曜日）午前10時
2.場　所　大阪市生野区小路東五丁目５番20号
　　当会社　大阪本社会議室
3.会議の目的事項
報告事項
1．第73期（自　平成17年４月１日　至　平成18年３月31日）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第73期（自　平成17年４月１日　至　平成18年３月31日）貸借対照表及び損益計算書報告の件
3．定款授権に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件

決議事項
第１号議案　第73期利益処分案承認の件
第２号議案　定款一部変更の件
　議案の要領は後記「議決権の行使についての参考書類」(26頁～34頁)に記載のとおりであります。
第３号議案　取締役11名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

営　業　報　告　書

（自　平成17年４月１日
至　平成18年３月31日）

1．営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出や民間設備投資が堅調に推移し、雇用環境の改善や所得の増加によって景気は緩やかな回復基調となりました。

このような状況にあって、当社グループは、各事業部門において、懸命な営業活動を展開するとともに原価低減、経費の削減による収益力の強化、グループの総合力の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は45,413百万円と前期比3,216百万円（7.6%）の増収となりました。利益につきましては、営業利益は3,249百万円で前期比264百万円（8.8%）の、経常利益は3,419百万円で前期比346百万円(11.2%）のそれぞれ増益となりました。当期純利益につきましても、2,101百万円と前期比299百万円（16.6%）の増益となりました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

防災関連事業におきましては、消防ポンプ部門における高所放水車等の増加、子会社㈱モリタユージーのパッケージ型自動消火設備「スプリネックス」の売上増により、31,260百万円と前期比1,407百万円（4.7%）の増収となりました。利益におきましては、主として消防ポンプ部門のはしご車及び空港用化学車の売上減少などにより、営業利益は2,712百万円と前期比△258百万円（△8.6%）の減益となりました。

環境関連事業におきましては、子会社㈱モリタエコノスの衛生車・塵芥車等の環境衛生車輌の売上が、昨年の排ガス規制の特需の反動による減少から回復し、14,722百万円と前期比1,651百万円（12.6%）の増収となりました。利益におきましても、前述の環境衛生車輌の売上増により、営業利益は536百万円と前期比528百万円と大幅な増益となりました。

(2) 企業集団の対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、主要顧客である自治体の深刻な財政事情に加え原料高、同業他社との競争激化もあり、引き続き厳しい環境が続くと思われます。この厳しい環境を乗り切るべく①徹底した収益重視の事業本部制の推進②ＥＲＰの活用等による原価低減の実現③販売管理費の削減④有利子負債の削減により既存事業の収益力の改善を図ってまいります。次なる飛躍を目指し、海外事業の拡大、新規事業の確立を達成するため、①開発投資（高性能はしご車、高性能ポンプ、消救車、消火効率の高い水損防止の泡消火装置、高性能破砕機、消救弾）②設備投資（最適生産が可能な新工場の建設）③事業投資（海外生産拠点の確保～モリタベトナム設立）④人材投資（新人事制度、社内公募、教育・研修）を積極的に行ってまいります。

また、これまで人材育成と新たな技術の開発を狙いとして諸大学と提携し共同研究を進めてきましたが、今後も他の有力大学を含め、産学協同研究に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は820百万円であり、主なものは船橋工場の大型工作機械の購入によるものです。

(5) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区　　分	第70期 (14/４～15/３)	第71期 (15/４～16/３)	第72期 (16/４～17/３)	第73期 (17/４～18/３) (当連結会計年度)
受　注　高 (百万円)	38,842	42,882	44,013	44,004
売　上　高 (百万円)	39,883	41,643	42,197	45,413
経常利益 (百万円)	1,762	2,647	3,073	3,419
当期純利益又は純損失(△) (百万円)	△　1,036	1,568	1,801	2,101
１株当たり当期純利益又は純損失(△) (円)	△　21.96	32.55	38.57	45.60
総　資　産 (百万円)	55,350	56,796	56,242	58,590

(注) 1. 第70期は、売上高は前期比2,281百万円の減収となり、株価低迷に伴う投資有価証券評価損等による特別損失を計上し、最終的には損失計上のやむなきに至りました。
2. 第71期は、売上高は前期比1,760百万円の増収となり、経常利益、当期純利益も前期と比べ大幅に増加しました。
3. 第72期は、売上高は前期比553百万円の増収となり、経常利益、当期純利益もそれぞれ増益となりました。
4. 第73期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1)企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
5. １株当たり当期純利益又は純損失は期中平均株式数により計算しております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区　　分	第70期 (14/４～15/３)	第71期 (15/４～16/３)	第72期 (16/４～17/３)	第73期（当期） (17/４～18/３)
受　注　高 (百万円)	34,560	32,831	29,081	28,271
売　上　高 (百万円)	35,493	30,635	27,891	30,065
経 常 利 益 (百万円)	1,353	1,930	2,623	2,333
当期純利益又は純損失(△) (百万円)	△　1,165	1,100	1,678	1,357
１株当たり当期純利益又は純損失(△) (円)	△　24.71	22.54	36.26	29.36
総　資　産 (百万円)	52,538	49,779	50,214	52,172

(注) 1. 第70期は、グループ会社の再編に伴い、受注高・売上高ともに増加いたしましたが、収益面におきましては、株価低迷に伴う投資有価証券評価損等による特別損失を計上し、最終的には損失計上のやむなきに至りました。
2. 第71期は、期の半ばにエコノス事業部門を分社化したことにより、受注高・売上高ともに減少いたしましたが、原価低減と販管費の圧縮により、収益面におきましては、大きく改善しました。
3. 第72期は、ポンプ事業部門のはしご車及び空港用化学車等の売上高の増加により、第71期上期の旧エコノス事業部門の実績を除きますと、前期比3,147百万円の増収となりました。また、利益におきましても売上の増加により大きく増益となりました。
4. 第73期（当期）は、ポンプ事業部門の高所作業車等の増加及び環境事業部門の産業機械分野の売上増により、前期比2,173百万円の増収となりました。
5. １株当たり当期純利益又は純損失は期中平均株式数により計算しております。

2. 会社の概況（平成18年３月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社の企業集団は、消防ポンプ車、消火器、防災設備、環境衛生車輌、環境機器の製造販売及び環境プラントの設計、施工を主な内容として、さらに各事業に関連する製品・部品の製造及びサービス等の事業活動を展開しております。

事業の種類別セグメント及びその主要製品は、次のとおりであります。

事業セグメント	主要製品
防災関連事業	はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、普通消防ポンプ自動車、消火器、防災設備、その他防災関係製品
環境関連事業	リサイクル処理施設、各種ごみ処理施設、スクラップ処理施設、スクラップ処理機械、衛生車、塵芥車、各種環境保全車輌

(2) 企業集団の主要な営業所及び工場

① 当社

本社	大阪本社　大阪市生野区小路東五丁目５番20号 東京本社　東京都港区西新橋三丁目25番31号
支店	大阪支店［大阪市］、仙台支店［仙台市］、名古屋支店［名古屋市］、福岡支店［福岡市］
工場	本社工場［大阪市］、枚岡工場［東大阪市］、三田工場［三田市］、上野工場［伊賀市］、船橋工場［船橋市］

② 重要な子法人等

株式会社　モリタエコノス	大阪府八尾市神武町１番48号
株式会社　モリタテクノス	大阪府東大阪市高井田中二丁目３番26号
株式会社　モリタ総合サービス	大阪市生野区小路東五丁目５番20号
株式会社　モリタユージー	東京都千代田区神田須田町二丁目３番地５
株式会社　北海道モリタ	札幌市東区苗穂町十三丁目２番17号

(3) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数	180,000,000株
② 発行済株式の総数	46,918,542株
③ 株主数	4,935名

(4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
株式会社 モリタ	3,281 千株	— %	— 千株	— %
第一生命保険相互会社	3,265	7.59	—	—
株式会社 みずほコーポレート銀行	2,177	5.06	—	—
住友信託銀行株式会社	2,172	5.05	671	0.04
株式会社 三菱東京UFJ銀行	2,138	4.97	—	—
モリタ取引先持株会	2,027	4.71	—	—
株式会社 三井住友銀行	2,007	4.67	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,792	4.17	—	—
ドレスナー バンク エージー フランクフルト エクイティーズ カスタマーズ アカウント	1,600	3.72	—	—
モリタ従業員持株会	1,079	2.51	—	—

(注) 1．当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（株式会社みずほコーポレート銀行は同社の完全子会社）の株式1,656株（出資比率0.01%）を保有しております。
2．当社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は同社の完全子会社）の株式883株（出資比率0.00%）を保有しております。
3．当社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（株式会社三井住友銀行は同社の完全子会社）の株式282株（出資比率0.00%）を保有しております。

(5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

① 取得株式　普通株式　895,205株
取得価額の総額　675,581千円
上記のうち、第72回定時株主総会後、定款授権に基づく取締役会決議により買い受けた株式
普通株式　855,000株
取得価額の総額　645,840千円
買受けを必要とした理由　機動的な資本政策の遂行のため

② 処分株式　普通株式　56,463株
処分価額の総額　18,060千円

③ 失効手続きをした株式　該当事項なし

④ 決算期末における保有株式　普通株式　3,281,411株

(6) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権
商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権
（平成 16 年 6 月 29 日開催の第 71 回定時株主総会の決議による）
・新株予約権の数　1,982 個
・目的となる株式の種類及び数　普通株式 1,982,000 株
・新株予約権の発行価額　無　償

(7) 企業集団及び当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,124名	2名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
577名	3名減	40.5歳	15.9年

(8) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 モリタエコノス	1,000 百万円	100.00 %	環境衛生車輌の製造、販売
株式会社 モリタテクノス	100	100.00	消防車のオーバーホール
株式会社 モリタ総合サービス	100	100.00	当社製品の製造請負業
株式会社 モリタユージー	40	100.00	消火器、消火設備等の製造、販売
株式会社 北海道モリタ	30	50.00	消防車の製造、販売

② 企業結合の成果

連結決算の対象会社は、当社及び連結子法人等８社であります。

当連結会計年度の連結売上高は45,413百万円（前期比7.6%の増収)、連結当期純利益は2,101百万円（前期比16.6%の増益）となりました。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
株式会社 みずほコーポレート銀行	1,960 百万円	2,177 千株	5.06 %
株式会社 三井住友銀行	1,470	2,007	4.67
株式会社 三菱東京ＵＦＪ銀行	940	2,138	4.97

(10) 取締役及び監査役

地位	氏名	担当又は主な職業
代表取締役会長兼社長	新村鋭男	
取締役副社長	出水重次	ポンプ事業本部長
専務取締役	柴田正興	管理サービス本部長
常務取締役	村井直行	技術研究所長
常務取締役	浅田栄治	ポンプ事業本部 副本部長・生産技術統括部担当・ポンプ技術部長
常務取締役	前畠幸広	防災事業本部長・事業統括部長
取締役	中田和彦	管理サービス本部 経理部長、ポンプ事業本部 生産技術統括部 原価企画室担当
取締役	中島正博	海外事業本部長
常勤監査役	広瀬郷	
常勤監査役	西田一成	
監査役	松村和宜	弁護士
監査役	中野輝雄	

(注) 1. 広瀬　郷、松村和宜、中野輝雄の３氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第１項に定める社外監査役であります。

2. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。
退任
専務取締役　　笹川　　収　（平成17年６月29日　任期満了）

(11) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

20百万円

② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第２条第１項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額

20百万円

③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

14百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分はできませんので、③の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特記すべき事項はありません。

以上のご報告のうち、金額、株数及び比率は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成18年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	**(58,590)**	**(負債の部)**	**(27,650)**
流動資産	**22,384**	**流動負債**	**18,884**
現金及び預金	2,366	支払手形及び買掛金	11,027
受取手形及び売掛金	13,932	短期借入金	300
たな卸資産	4,993	一年以内返済予定の長期借入金	3,818
繰延税金資産	493	未払金	598
その他	637	未払法人税等	982
貸倒引当金	△ 39	未払消費税等	116
固定資産	**36,205**	賞与引当金	691
有形固定資産	**26,887**	その他	1,349
建物及び構築物	5,151	**固定負債**	**8,765**
機械装置及び運搬具	1,398	長期借入金	2,112
土地	19,865	繰延税金負債	2,023
建設仮勘定	15	債務保証損失引当金	19
その他	456	退職給付引当金	669
無形固定資産	**185**	役員退職引当金	342
投資その他の資産	**9,131**	再評価に係る繰延税金負債	3,323
投資有価証券	8,213	その他	275
繰延税金資産	255		
その他	1,335	**(少数株主持分)**	**(280)**
貸倒引当金	△ 673	**少数株主持分**	**280**
		(資本の部)	**(30,659)**
		資本金	**4,746**
		資本剰余金	**4,346**
		利益剰余金	**20,336**
		土地再評価差額金	**△ 4**
		株式等評価差額金	**2,845**
		自己株式	**△ 1,610**
資産合計	**58,590**	**負債・少数株主持分及び資本合計**	**58,590**

連結損益計算書

（自　平成17年４月１日
至　平成18年３月31日）

（単位：百万円）

科目			金額	
経常損益の部	営業損益の部	**営業収益**		
		売上高		45,413
		営業費用		
		売上原価	33,691	
		販売費及び一般管理費	8,472	42,164
		営業利益		**3,249**
	営業外損益の部	**営業外収益**		
		受取利息及び受取配当金	87	
		その他	298	386
		営業外費用		
		支払利息	128	
		その他	88	216
	経常利益			**3,419**
特別損益の部		**特別利益**		
		固定資産売却益	2	
		貸倒引当金戻入益	80	
		債務保証損失引当金戻入益	76	
		投資有価証券売却益	94	254
		特別損失		
		固定資産除却損及び売却損	58	
		投資有価証券評価損	5	
		会員権評価損	9	
		電話加入権評価損	28	101
		税金等調整前当期純利益		**3,571**
		法人税、住民税及び事業税		1,062
		法人税等調整額		408
		少数株主損失		△ 0
		当期純利益		**2,101**

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項＞

1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．連結の範囲に関する事項

連結子法人等……８社

主要な連結子法人等の名称は、前記営業報告書２.会社の概況（2）企業集団の主要な営業所及び工場、(8)企業結合の状況に記載しております。なお、株式会社上野モリタについては重要性が増したため、当連結会計年度より連結しております。

非連結子法人等……２社

非連結子法人等の名称は、株式会社モリタ東海、株式会社アルボで、非連結子法人等２社の合計の総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

3．持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子法人等および関連会社のうち主要な会社の名称は、株式会社モリタ東海、株式会社モリタ東洋であり、いずれも当期純利益および利益余剰金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

4．連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

5．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準　原価法

評価方法　製品及び仕掛品……主として個別法
原材料…… 移動平均法

③ デリバティブ　時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。但し、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（3,968百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異及び過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 役員退職引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

債務保証による損失に備えるため、債務保証の総額から、主たる債務者の返済可能額等の回収見積額を控除した額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約については振当処理をしております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建金銭債権債務等

③ ヘッジ方針

当社グループの内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、評価しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法は、税抜き方式によっております。

6. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

7. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、５年間で均等償却する方法によっております。ただし、金額が僅少の場合は、発生年度に全額償却する方法によっております。

＜会計処理の変更＞

固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　平成15年10月31日企業会計基準適用指針第6号）を適用しており、これによる損益に与える影響はありません。

＜連結貸借対照表の注記＞

1．有形固定資産の減価償却累計額　15,039百万円

2．非連結子法人等および関連会社の株式等

投資有価証券　374百万円

3．担保提供資産　有形固定資産　90百万円

4．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額金を資本の部に計上しております。

・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月…平成14年３月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

…3,987百万円

＜連結損益計算書の注記＞

1．販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

役員報酬及び従業員給料手当	2,965百万円
賞与引当金繰入額	335百万円
退職給付費用	275百万円
役員退職引当金繰入額	150百万円

2．一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費　846百万円

3．固定資産除却損及び売却損の内訳

建物	6百万円
土地	33百万円
機械装置他	19百万円

4．１株当たり当期純利益（期中平均株式数による）　45円60銭

なお、１株当たり当期純利益の算定基準は以下のとおりであります。

当期純利益	2,101百万円
普通株主に帰属しない金額	85百万円
（うち利益処分による役員賞与金）	（85百万円）
普通株式に係る当期純利益	2,015百万円
普通株式の期中平均株式数	44,193千株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年５月22日

株式会社 モ リ タ
取 締 役 会 御中

太陽ＡＳＧ監査法人
代表社員 業務執行社員 公認会計士 梶 川 融㊞
代表社員 業務執行社員 公認会計士 新 村 実㊞
業務執行社員 公認会計士 小笠原 直㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第１９条の２第３項の規定に基づき、株式会社モリタの平成１７年４月１日から平成１８年３月３１日までの第７３期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社モリタ及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）当社の会計監査人である太陽監査法人は、平成18年１月１日付をもってＡＳＧ監査法人と合併し、名称を太陽ＡＳＧ監査法人に変更しております。

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成１７年４月１日から平成１８年３月３１日までの第７３期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また、必要に応じて子会社及び連結子会社に対し会計に関する報告を求め、子会社及び連結子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

２．監査の結果

（１）会計監査人太陽ＡＳＧ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（２）子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成 18 年５月 24 日

株式会社モリタ　監査役会

常勤監査役　広　瀬　　郷㊞

常勤監査役　西　田　一　成㊞

監　査　役　松　村　和　宜㊞

監　査　役　中　野　輝　雄㊞

(注)　監査役 広瀬　郷、監査役 松村和宜及び監査役 中野輝雄は、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第１項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	**(52,172)**	**(負債の部)**	**(22,882)**
流動資産	**15,630**	**流動負債**	**14,866**
現金及び預金	1,388	支払手形	2,984
受取手形	933	買掛金	4,740
売掛金	8,502	一年以内返済予定の長期借入金	3,818
製品	208	未払金	506
原材料	1,082	未払費用	82
仕掛品	1,970	未払法人税等	674
貯蔵品	0	未払消費税等	43
前払費用	56	前受金	911
短期貸付金	995	預り金	633
一年以内返済の長期貸付金	70	賞与引当金	400
繰延税金資産	246	その他	73
その他	199	**固定負債**	**8,015**
貸倒引当金	△ 22	長期借入金	2,112
固定資産	**36,541**	預り保証金	256
有形固定資産	**25,449**	繰延税金負債	2,024
建物	4,646	債務保証損失引当金	19
構築物	407	退職給付引当金	52
機械装置	915	役員退職引当金	226
車輌運搬具	28	再評価に係る繰延税金負債	3,323
工具器具備品	319		
土地	19,122	**(資本の部)**	**(29,289)**
建設仮勘定	9	**資本金**	**4,746**
無形固定資産	**162**	**資本剰余金**	**4,346**
ソフトウェア	158	資本準備金	1,638
その他	4	その他資本剰余金	2,707
投資その他の資産	**10,928**	資本金及び資本準備金減少差益	2,706
投資有価証券	7,923	自己株式処分差益	0
子会社株式	2,210	**利益剰余金**	**19,026**
長期貸付金	464	利益準備金	1,234
長期前払費用	1	任意積立金	16,913
その他	998	配当準備積立金	1,000
貸倒引当金	△ 668	固定資産圧縮積立金	1,174
		別途積立金	14,739
		当期未処分利益	878
		土地再評価差額金	**△ 4**
		株式等評価差額金	**2,785**
		自己株式	**△ 1,610**
資産合計	**52,172**	**負債及び資本合計**	**52,172**

損　益　計　算　書

（自　平成17年４月１日
　至　平成18年３月31日）

（単位：百万円）

科目			金額	
経常損益の部	営業損益の部	**営業収益**		
		売上高		30,065
		営業費用		
		売上原価	23,150	
		販売費及び一般管理費	5,032	28,183
		営業利益		**1,881**
	営業外損益の部	**営業外収益**		
		受取利息	28	
		受取配当金	61	
		雑収入	770	861
		営業外費用		
		支払利息	120	
		雑損失	289	409
	経常利益			**2,333**
特別損益の部		**特別利益**		
		固定資産売却益	6	
		貸倒引当金戻入益	80	
		債務保証損失引当金戻入益	76	163
		特別損失		
		固定資産除却損及び売却損	25	
		投資有価証券評価損	5	
		会員権評価損	9	
		電話加入権評価損	14	54
	税引前当期純利益			**2,442**
	法人税、住民税及び事業税			640
	法人税等調整額			444
	当期純利益			**1,357**
	前期繰越利益			226
	中間配当額			199
	土地再評価差額金取崩額			△ 506
	当期未処分利益			**878**

＜重要な会計方針＞

1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券　子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

その他有価証券　時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

（2）たな卸資産　原価法　原　材　料……移動平均法

製品・仕掛品……個別法

（3）デリバティブ　時価法

3．固定資産の減価償却の方法　有形固定資産　定率法

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産及び長期前払費用　定額法

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（3）退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当営業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異1,704百万円については、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異及び過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理しております。

（4）役員退職引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、役員退職引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

（5）債務保証損失引当金……債務保証による損失に備えるため、債務保証の総額から主たる債務者の返済可能額等の回収見積額を控除した額を計上しております。なお、債務保証損失引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

5．外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6．リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7．ヘッジ会計の処理方法
（1）ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約については振当処理をしております。
（2）ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建金銭債権債務等
（3）ヘッジ方針……当社の内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。
（4）ヘッジの有効性評価の方法……ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、評価しております。
8．消費税等の処理方法
税抜方式によっております。

＜会計処理の変更＞
固定資産の減損に係る会計基準
当営業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　平成15年10月31日　企業会計基準適用指針第6号）を適用しており、これによる損益に与える影響はありません。

＜貸借対照表の注記＞

1．子会社に対する金銭債権・金銭債務	短期金銭債権	1,095百万円
	短期金銭債務	918百万円
	長期金銭債権	270百万円
2．有形固定資産の減価償却累計額		11,948百万円
3．保証債務残高		200百万円

4．貸借対照表に計上した固定資産のほか、環境機器製造設備の一部及び電子計算機（周辺機器を含む）をリース契約により使用しております。
5．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。
・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月……平成14年３月31日
・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
……3,987百万円

6．配当制限
・商法施行規則第124条第３号に規定する配当制限額
資産の時価評価により増加した純資産額（株式等評価差額金）
……2,785百万円

＜損益計算書の注記＞

1．子会社との取引高	売上高	260百万円
	仕入高	2,121百万円
	営業取引以外の取引高	951百万円
2．１株当たり当期純利益（期中平均株式数による）		29円 36銭

なお、１株当たり当期純利益の算定基準は、以下のとおりであります。

当期純利益	1,357百万円
普通株主に帰属しない金額	60百万円
（うち利益処分による役員賞与金）	（60百万円）
普通株式に係る当期純利益	1,297百万円
普通株式の期中平均株式数	44,193千株

利 益 処 分 案

(単位：円)

摘　　要	金　　額
当期未処分利益	878,481,100
固定資産圧縮積立金取崩額	24,751,752
計	903,232,852
これを次のとおり処分します。	
利益配当金 (１株につき　５円50銭)	240,004,221
役員賞与金 (取締役賞与　57,600,000円 監査役賞与　2,400,000円)	60,000,000
別途積立金	300,000,000
次期繰越利益	303,228,631

(注) 1. 固定資産圧縮積立金取崩額は、租税特別措置法の規定に基づくものであります。
2. 平成17年12月12日に199,039,442円（１株につき４円50銭）の中間配当を実施しました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年５月22日

株式会社 モ リ タ

取 締 役 会　御中

太陽ＡＳＧ監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　梶　川　　融㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　新　村　　実㊞

業務執行社員　公認会計士　小笠原　　直㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第２条第１項の規定に基づき、株式会社モリタの平成１７年４月１日から平成１８年３月３１日までの第７３期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 当社の会計監査人である太陽監査法人は、平成18年１月１日付をもってＡＳＧ監査法人と合併し、名称を太陽ＡＳＧ監査法人に変更しております。

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成１７年４月１日から平成１８年３月３１日までの第７３期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

２．監査の結果

（１）会計監査人太陽ＡＳＧ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（２）営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

（３）利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

（４）附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

（５）取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年５月24日

株式会社モリタ　監査役会

常勤監査役　広　瀬　　郷㊞

常勤監査役　西　田　一　成㊞

監　査　役　松　村　和　宜㊞

監　査　役　中　野　輝　雄㊞

(注)　監査役 広瀬　郷、監査役 松村和宜及び監査役 中野輝雄は、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第１項に定める社外監査役であります。

以　上

議決権の行使についての参考書類

1.総株主の議決権の数　　42,962個

2.議案及び参考事項

第１号議案　第７３期利益処分案承認の件

本議案の内容につきましては、添付書類２３頁に記載のとおりであります。

当社の利益配分に関する基本方針は、「会社は株主のもの」という視点に立ち、財務体質と企業基盤の強化を図りつつ、「安定的な配当の継続及び向上」としてまいりましたが、昨年度よりさらに株主の皆様のご期待に沿えるよう連結純利益額の状況に応じて配当額の向上を進めることを追加いたしました。

この基本方針に基づき、当期の業績及び今後の経営環境や事業展開等を総合的に勘案し、１株当たりの年間配当金を前期の９円から１０円に増配し、利益配当金を１株につき５円５０銭とさせていただきたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号）が平成18年５月１日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語並びに引用条文の変更などの所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。　　(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(新 設)	(機関の設置) 第 4 条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。
(公告の方法) 第 4 条　当会社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第 5 条　当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数) 第 5 条　当会社の発行する株式の総数は180,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。	(発行可能株式総数) 第 6 条　当会社の発行可能株式総数は180,000,000株とする。
(新 設)	(株券の発行) 第 7 条　当会社は株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得) 第 6 条　当会社は商法第211条ノ３第１項第２号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	(削 除)

現　行　定　款	変　更　案
（１単元の株式の数及び単元未満株券の不発行） 第　７　条　当会社の１単元の株式の数は1,000株とする。 ２．当会社は１単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。	（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第　８　条　当会社の単元株式数は1,000株とする。 ２．当会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。
（単元未満株式の買増し） 第　８　条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	(削　除)
（株券の種類） 第　９　条　当会社の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規則による。	(削　除)
（株式取扱規則） 第１０条　当会社の株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増しその他株式に関する取り扱いは、取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第　９　条　当会社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取及び買増しその他株式に関する取り扱いは、取締役会において定める株式取扱規則による。
（名義書換代理人） 第１１条　当会社は株式につき名義書換代理人を置く。 ２．名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。	（株主名簿管理人） 第１０条　当会社は株主名簿管理人を置く。 (削　除)

現 行 定 款	変 更 案
３．当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。	(削　除)
(新　設)	（単元未満株式の買増請求） 第１１条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
（基準日） 第１２条　当会社は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。	(削　除)
２．前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。	(削　除)

現　行　定　款	変　更　案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
	(基準日)
(新　設)	第１２条　当会社は、毎年３月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
(招　集)	(招　集)
第１３条　定時株主総会は毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。	第１３条　当会社の定時株主総会は毎年６月にこれを招集する。
２．株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。ただし、社長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。	２．（現行どおり）
(決議の方法)	(決議の方法)
第１５条　株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。	第１５条　（現行どおり）
２．商法第343条第１項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上にあたる多数をもってこれを行う。	２．会社法第309条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上にあたる多数をもってこれを行う。
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第１６条　株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は総会ごとに委任状を当会社に差し出さなければならない。	第１６条　株主は当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は総会ごとに委任状を当会社に差し出さなければならない。

現　行　定　款	変　更　案
（議事録） 第１７条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印または電子署名を行う。	（削　除）
第 ４ 章　取締役及び取締役会	第 ４ 章　取締役及び取締役会
第１８条　（条文省略）	第１７条　（現行どおり）
（取締役の選任） 第１９条　取締役は株主総会でこれを選任する。 ２．取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要する。 ３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	（取締役の選任） 第１８条　（削　除） 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ２．（現行どおり）
（取締役の任期） 第２０条　取締役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第１９条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第２１条　当会社を代表する取締役は取締役会の決議をもってこれを定める。 ２．取締役会の決議をもって、取締役中より会長及び社長各１名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第２０条　当会社を代表する取締役は取締役会の決議によって選定する。 ２．取締役会の決議をもって、取締役中より会長及び社長各１名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第２２条 〜　　(条文省略) 第２４条	第２１条 〜　　(現行どおり) 第２３条
（議事録） 第２５条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印または電子署名を行う。	(削　除)
第２６条　（条文省略）	第２４条　（現行どおり）
（報　酬） 第２７条　取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会でこれを定める。	(削　除)
第　５　章　監査役及び監査役会	第　５　章　監査役及び監査役会
第２８条　（条文省略）	第２５条　（現行どおり）
（監査役の選任） 第２９条　監査役は株主総会でこれを選任する。 ２．監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要する。	（監査役の選任） 第２６条　(削　除) 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の任期） 第３０条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（監査役の任期） 第２７条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．（現行どおり）
（新　設）	（常勤監査役） 第２８条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。
第３１条 〜 第３２条　（条文省略）	第２９条 〜 第３０条　（現行どおり）
（議事録） 第３３条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行う。	（削　除）
（報　酬） 第３４条　監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会でこれを定める。	（削　除）
第６章　計　算	第６章　計　算
（営業年度及び決算期） 第３５条　当会社の営業年度は毎年４月１日から翌年３月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。	（事業年度） 第３１条　当会社の事業年度は毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

現　行　定　款	変　更　案
(利益配当金) 第３６条　利益配当金は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。	(剰余金の配当) 第３２条　株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
（新　設）	２．前項のほか、取締役会の決議により、毎年９月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
(中間配当) 第３７条　当会社は取締役会の決議をもって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条ノ５に定める金銭の分配（中間配当という。以下同じ。）を行うことができる。	(削　除)
（新　設）	(自己株式の取得) 第３３条　取締役会の決議により市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。
（利益配当金等の除斥期間） 第３８条　利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。	(配当金の除斥期間) 第３４条　配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第３号議案　取締役１１名選任の件

取締役 新村鋭男、出水重次、柴田正興、村井直行、浅田栄治、前畠幸広、中田和彦、中島正博の８氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役１１名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
1	新村鋭男 (昭和11年８月８日生)	昭和34年４月　山一證券㈱入社 平成２年５月　同社代表取締役副社長 平成３年５月　山一情報システム㈱代表取締役社長 平成10年２月　日本フィッツ㈱代表取締役社長 平成10年５月　当社顧問 平成10年６月　当社取締役 平成11年６月　当社代表取締役社長(現在) 平成14年７月　当社代表取締役会長(現在) 平成16年６月　㈱モリタテクノス代表取締役会長(現在) [他の会社の代表状況] ㈱モリタテクノス代表取締役会長	108,000株
2	出水重次 (昭和18年８月３日生)	昭和42年３月　当社入社 平成11年７月　当社ポンプ事業部長 平成12年６月　当社執行役員 平成13年６月　当社取締役 平成14年２月　当社常務取締役 平成15年７月　当社専務取締役 平成16年６月　当社取締役副社長(現在) 平成18年４月　当社ポンプ営業本部長(現在)	32,000株
3	柴田正興 (昭和21年４月７日生)	昭和44年４月　㈱富士銀行入行 平成10年４月　同行本店審議役 平成10年５月　当社顧問 平成10年６月　当社取締役 平成14年６月　当社常務取締役 平成16年９月　当社専務取締役(現在) 平成18年４月　当社ポンプ生産本部長・新工場建設プロジェクト委員長(現在)	44,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
4	村井直行 (昭和26年１月10日生)	昭和48年３月　当社入社 平成10年４月　当社生産本部副本部長 平成10年６月　当社取締役 平成13年１月　当社技術研究所長(現在) 平成15年４月　当社常務取締役(現在)	43,460株
5	浅田栄治 (昭和28年12月8日生)	昭和52年３月　当社入社 平成14年４月　当社管理サービス本部総務部部長・経営企画室部長 平成14年６月　当社取締役 平成15年７月　当社常務取締役（現在） 平成18年４月　当社ポンプ営業本部副本部長（現在）	14,000株
6	前畠幸広 (昭和25年８月22日生)	昭和48年３月　当社入社 平成13年７月　当社大阪支店長 平成15年４月　当社執行役員 平成15年６月　当社取締役 平成16年６月　当社常務取締役(現在) 平成18年４月　当社ポンプ営業本部副本部長・営業統括部長(現在)	9,391株
7	中田和彦 (昭和22年11月５日生)	昭和45年４月　鐘紡㈱入社 平成10年６月　㈱モリタエコノス取締役 平成11年６月　同社常務取締役 平成13年10月　当社取締役(現在) 平成14年10月　当社管理サービス本部経理部長(現在) 平成18年４月　当社管理サービス本部副本部長・ポンプ生産本部 生産企画部原価管理課担当(現在)	37,870株
8	中島正博 (昭和25年２月３日生)	昭和47年３月　当社入社 平成14年６月　当社エコノス事業本部環境事業部長・品質管理部長 平成15年４月　当社執行役員 平成16年６月　当社取締役(現在) 平成16年７月　当社海外事業本部長(現在)	18,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
9	生地雅昭 (昭和20年４月11日生)	昭和43年４月　松下精工㈱（現 松下エコシステムズ㈱）入社 平成14年６月　同社取締役副社長 平成17年９月　当社特別顧問 平成18年４月　当社副社長執行役員、管理サービス本部長(現在)	3,000株
10	北村賢一 (昭和25年11月24日生)	昭和48年４月　手塚興産㈱ 入社 平成４年７月　㈱森田ポンプサービスセンター入社 平成６年４月　当社船橋工場生産管理室課長 平成15年９月　当社環境事業本部 副本部長 平成16年５月　当社執行役員、環境事業本部長（現在）	11,000株
11	土谷和博 (昭和24年７月30日生)	昭和47年４月　山一證券㈱入社 平成９年６月　同社取締役 平成10年４月　日本フィッツ㈱入社 平成11年10月　当社入社 平成14年３月　オリエント証券㈱入社 平成16年２月　フィッチ・レーティングス社入社 平成17年４月　当社入社、執行役員（現在） 平成18年４月　当社防災事業本部長・事業統括部長（現在）	1,000株

(注)　各取締役候補者と会社との間には特別の関係はありません。

以上

MEMO

株主総会会場ご案内略図

大阪市生野区小路東五丁目５番20号
株式会社モリタ(当会社　大阪本社会議室)
TEL 大阪(06)6756-0100(代表)



[地下鉄千日前線「小路駅」「北巽駅」より徒歩約７分
近鉄「布施駅」より徒歩約14分]